

融合理工学府

博士前期課程修了予定者 各位

理学部学務係

平成27年2月26日に「学生の成績評価に関する手順書策定のためのガイドライン（千葉大学学長裁定）」が制定され、卒業論文についても以下のとおり定められた次第です。

- ・卒業論文及び修士論文を研究室等で保管し、指導学生の閲覧・複製に供することについては、個人情報の第三者提供に該当し、かつ利用目的以外の提供になるため、今後は部局において執筆者である学生本人から閲覧・複製の同意を必ず得たうえで行うことを認める。

修士論文の閲覧については、頻繁ではありませんが「参考として閲覧させてほしい」という要望があり、その都度執筆者に確認することは煩雑となり、また転居等で連絡がつかなくなることも想定されます。ついては、論文執筆者に諾否の確認をさせていただきたいと思えます。

以下「公表確認書」に必要事項及び諾否を記入いただき、お渡してください。ご協力をお願いします。

切 り 取 る 必 要 は あ り ま せ ん

学位論文（修士論文）公表確認書

氏名（自筆署名）

論文題目

主任指導教員名

_____年 _____月 _____日

私が執筆した修士論文について、以下のとおりとします。

閲覧・複製の申出があった場合は

- 閲覧・複製とも認めます。 閲覧のみ認めます。
- 閲覧・複製ともに認めません。
- その他（以下に内容等を記入ください。）

学生⇒指導教員⇒コース長⇒学務係